

○一関市章の使用等に関する取扱要綱

平成23年2月15日告示第24号

一関市章の使用等に関する取扱要綱を次のように定め、平成23年4月1日から施行する。

一関市章の使用等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1 この告示は、一関市章の制定について（平成17年一関市告示第89号）に定める一関市章（以下「市章」という。）の取扱い及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請)

第2 市章を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、一関市章使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 市又は市の機関が使用するとき。

(2) 指定管理者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて行う管理のために使用するとき。

(使用承認の基準等)

第3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市章の使用を承認することができるものとする。

(1) 申請者が行う事業について、市が共催、後援又は協賛するとき。

(2) 申請者が行う事業について、市の施策の推進上有益であると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、市章の使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市章の使用を承認しないものとする。

(1) 営利を目的として使用しようとするとき。

(2) 営利団体が自己の商標又は意匠にする等、独占的に使用しようとするとき。

(3) 市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。

(4) 政治活動、宗教活動又は売名行為に使用しようとするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市章を使用することが著しく不当と認められるとき。

(決定の通知)

第4 市長は、申請者から申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、一関市章使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第5 市長は、第4の規定により市章の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、一関市章使用承認取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 使用の承認に際し付した条件に違反があったとき。
- (2) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。

2 前項の規定により市章の使用の承認を取り消したときにおいて、市長は使用者に生じた損害について賠償する責めを負わないものとする。

(使用報告)

第6 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、一関市章使用報告書（様式第4号）により速やかに報告しなければならない。

- (1) 市章を使用する事業が完了したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用承認の失効)

第7 市章の使用の承認は、次の各号のいずれかに該当するときは、失効するものとする。

- (1) 承認期間が経過したとき。
- (2) 使用目的が消滅したとき。

(その他)

第8 この告示に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。